

# 国立大学法人東京医科歯科大学グローバル人材育成推進事業推進委員会要項

平成24年11月14日  
制 定

## (設置)

第1条 国際統合機構に、国際化拠点整備事業費補助金によるグローバル人材育成推進事業（以下「推進事業」という。）を推進するため、国立大学法人東京医科歯科大学グローバル人材育成推進事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関することについて審議する。

- (1) 教育課程の国際通用制の向上に関すること。
- (2) 学生のグローバル人材として求められる能力の育成に関すること。
- (3) 学生の語学力向上に向けた一体的取組に関すること。
- (4) 教員のグローバル教育力の向上に関すること。
- (5) 学生の海外留学を促進するための環境整備に関すること。
- (6) その他推進事業の実施に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 推進事業の実施責任者
  - (2) 医学部各学科（保健衛生学科にあつては、各専攻）の教育委員長もしくはそれに相当する者として医学部長から推薦のあつた者各1名
  - (3) 歯学部各学科（口腔保健学科にあつては、各専攻）の教育委員長もしくはそれに相当する者として歯学部長から推薦のあつた者各1名
  - (4) 教養部の教務委員長もしくはそれに相当する者として教養部長から推薦のあつた者1名
  - (5) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第2号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第2号から第5号までの委員の任期の末日は、当該委員を推薦する医学部長、歯学部長、教養部長又は委員長の任期の末日以前とする。

## (委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号から第4号までの委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

## (議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができ

ない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は統合国際機構事務部国際交流課において処理する。

附 則

この要項は、平成24年11月14日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日制定)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月1日制定)

この要項は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。